

## 関西大学大学院人間健康研究科の設置の趣旨等を記載した書類

### ア 設置の趣旨及び必要性

#### （a）人間健康学部の成果を発展させた大学院の設置

既設学部である人間健康学部（以下「本学部」ともいう。）は、平成22年4月、堺市による高等教育誘致事業の一環として堺市の大学等高等教育機関誘致事業コンペティションに学校法人関西大学が提案した企画が採択されたことに伴い、設置したものである。開設以来、本学部は、在学生に対して専門的教育を行う一方で、堺市民に対して健康で豊かな生活を享受できるよう、各種の支援・連携事業を展開し、積極的な地域貢献を行ってきた。

人間健康学部は、これまでの大学と地域の関係のあり方とは異なる、堺市にとっても人間健康学部生にとってもともにプラスとなる新しい地域貢献型の学部として設置しており、本学部と堺市の相互の密接な連携のもとに、専門教育ならびに各種の支援・連携事業を開拓する新たな大学のあり方を提案し、実績を上げてきた。具体的には、学生参画型の地域貢献活動、市民向け公開講座、セミナーの開催、市内企業や地域活性に資する研究・調査活動、小中高等学校におけるインターンシップや教育活動支援などの学校連携事業、地域イベントへの協力、市民参加型の学園祭の開催などの種々の地域連携事業において、著しい成果を上げてきた。

大学院設置にあたっては、本学部の地域貢献の実績を踏まえて、地域貢献型の性格を有しながら、学部の教育目的を継承しつつ新しい研究科のもとでより高度な研究教育を行うことを目的としている。

なお、人間健康研究科（以下「本研究科」ともいう。）の設置に際して、堺市からは、専門性の高い人材の育成による地域発展と活性化への貢献に期待が寄せられている（資料1）。

#### （b）教育研究上の理念・目的

健康に関する政策や高齢化による社会・経済システムの変化は、人びとの健康に対する考え方、ひいては人間の生き方や幸福のあり方にも影響を与えている。

人間健康研究科の設置の趣旨の背景には、それらの社会的諸要因についての究明の必要性とともに、人間の幸福にとって必要不可欠な健康が、人を取り巻く生活環境から大きく影響を受けていることへの認識がある。ここでいう生活環境とは、人間の生き方や生活様式、人生そのものに影響を与えるものであるが、いまでもなく生活環境は、人間社会の基盤となる価値や倫理、またそれらを内包するさまざまな制度や文化といった歴史的所産と深く結びついている。

つまり人間らしい豊かな生活の実現は、健康に影響を与える諸要因の究明とともに、その諸要因の基盤の解明なくして不可能である。またその実現のための諸方策についても、それらの究明なくしては効果的な手法とはいえないだろう。

今後求められる人間の幸福を実現し豊かな生き方を実現するためには、人間生活的一面

だけに視点を置いた対症療法的なアプローチではなく、人間生活にかかわる「こころ」「からだ」「くらし」の問題が連続したものであるという認識に立った総合的な視点が必要である。これまでの健康に対する考え方、人びとが抱える生活上の諸問題へのアプローチを大きく変えることが求められている。

人間健康学部は、人間の誕生から高齢期までの全ライフステージを対象として、「こころ」「からだ」「くらし」を総合的にとらえる視点から健康概念をとらえ、人間の幸福を実現するため健康に関わる諸問題の解決手法を探究することを設置の目的としている。これを踏まえ、学部教育においては、今後求められる人間らしい健康で豊かな生活の実現のために、健康に対する考え方や、人びとが抱える生活上の諸問題へのアプローチの転換が必要であると考え、その理論と実践の手段を教授すべくさまざまな科目を設定している。

これは、関西大学の学是である「学の実化(学理と実際の調和)<sup>じっげ</sup>」にもとづいた教育指針であり、理論研究と実践研究の融合によって学理と実際を調和させ、人間らしく健康で豊かに生活するための諸条件や諸問題を幅広く探究することを教育研究上の目的としている。こうした方針で培った学部の4年間の教育成果の上に、人間の健康に対する分析的思考を加え、さらに専門的な研究アプローチを身につける必要がある。すなわち、「人間にとつて真に必要な健康のあり方」を、より広範かつ透徹した視野から研究できる人材の養成が新しい研究科の設立目的として位置づけることができる。

本研究科のキーワードとなる“健康”という日本語は一般に英語“health”的訳語として用いられるが、元来は中国の古典「易経」にある「健体康心」という四字熟語が縮まった言葉である。本来それは心の安寧への希求を含めた概念であって、人間の生活と世界観を合一させ、バランスさせる意思を示す語彙であった。これを踏まえて、本研究科の名称「人間健康研究科」を英語で“Graduate School of Health and Well-being”と訳したのは、英語“health”的含意だけでは充足できない広い視野を確保するためである。近年、“well-being”的日本語訳として“健幸”という語句が用いられることがあるが、身体的な“健康”と社会・文化的な“健幸”は、互いに支え合うものであり、両者には密接な関係がある。そこで本研究科では、“health”と“well-being”、あるいは“健康”と“健幸”を、一体としてとらえた教育と研究を行う。

“健康”を個人のものとしてではなく社会に基盤を置くものとしてとらえる視点は、平成14年制定の健康増進法や平成23年制定のスポーツ基本法にも見ることができる。

このうち健康増進法は、世界保健機関（WHO）が唱える「ヘルスプロモーション」の理念を日本で実現するために制定されたものである。「21世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現」するというその目標は、本研究科も共有するものである。

他方、スポーツ基本法ではスポーツを「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運

動、競技その他の身体活動」とし、「人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化などの問題を抱える地域社会の再生に寄与するもの」としている。すなわち、スポーツは、特定の個人の単なる運動能力の向上のためのものではなく、すべての国民の心身の健康や、コミュニティの再生に寄与するものである。こうした「スポーツプロモーション」の考えにしたがえば、スポーツは競技スポーツとして狭くとらえられるべきではなく、エンジョイ・スポーツ、生涯スポーツ、エデュケーション・スポーツ、障害者スポーツ、あるいは健康スポーツなど、健康と健幸を増進するための有効な手段として様々な利用が可能となる。

今日、我が国が直面する少子高齢社会の進展と不安定な経済動向において、医療・介護の経費に代表される社会負担の増大は深刻であり、生活習慣病の増加や、社会福祉・社会生活サービスを利用しながら生活する必要のある国民の増加など、大きな問題が山積みされている。このような問題を解決するには、これまでの「行政にもらう」受動的な意識から「自己で健康を管理する」能動的な姿勢に転換し、さらには「地域社会で健康づくりに取り組む」創造的な生活の営みへと根本的な概念の転換を図る必要がある。健康と健幸の根本となるものは個々人のからだであるが、予防的対応として運動・健康スポーツが生活文化の一部として享受される状況が形成されなければならない。それを実現できる科学的根拠に基づく健康増進事業、幸福を共有できる地域コミュニティの構築、それに個々人の生活を支える社会福祉・社会保障施策も合わせて不可欠なものといえる。このような意味での“健康”および“健幸”が、現代日本の諸問題に対処するための基礎概念であると同時に、本研究科の目標である。

#### (c) どのような人材を養成するか

現代における身体活動や運動の普及と健康スポーツ教育は、子ども・若者の心身の健全な育成に主眼を置いた体育教育の理念を保持しつつも、成人の生活習慣病の予防や高齢者の QOL（生活の質）の促進にまで視野を広げている。さらには、言葉の通じない相手とでも社交を展開できるスポーツの利点を生かして人間関係を維持・発展させる力をもつため、地域社会の健幸（Well-being）にも寄与するものとして期待が寄せられている。

人間健康研究科では、上記のような人間生活における健康に関わる諸問題について、健康科学、健康福祉学、教育学、社会学、文化人類学、体育学などによる高度な理論研究と実習・実践の両面を重視した研究を行うことを計画している。

このような研究を行うことで、本研究科は、スポーツを通じた社会関係資本の蓄積と、健康増進および健康福祉支援事業の構築と実践を推進できるような、学校教育における指導的教員を育成する。また、関連分野における高度専門職を養成し、さらには NPO や NGO といった市民活動のリーダーを輩出することも設立の目的としている。同時に、そうした問題圏を全体として把握できる学際的な視野と、解決の糸口を見出す実践力を持った研究者を目指す人材の育成を目標としている。

## 1) 高度専門職としての健康運動指導者、体育スポーツ指導者の育成

本研究科で養成する人材像として、一つには社会において活躍できる人間の健康に関する幅広い知識を有する高度専門職としての健康運動指導者ないし体育スポーツ指導者があげられる。これにはまず、保健体育教員に社会的な視野と現代的な倫理観を保証する専修免許の課程が考えられる。制度的な規定はないものの一般的な傾向として保健体育教員が生徒の生活指導に主導的な役割を期待されることが少なくないことを考えると、専修免許の取得を通じて現代社会に適合した倫理観とそれを（適切な手段でもって）生徒に教える技能を身につけた教員を養成する意義は大きい。体罰に頼らずとも生徒を指導できる中学校、高等学校の保健体育教員の養成は、今まさに求められている課題であるといえるだろう。また、高度専門職養成の二つ目の課題として、「総合型地域スポーツクラブ」における指導者の育成という社会的ニーズがある。総合型地域スポーツクラブについては、それを市民自ら育て、活用することで、公的扶助の手がさしのべられるのを待つのではなく、市民が自主的に自らの健康と地域社会の健幸を高める基盤をつくるのに寄与できる。

さらには、市民に対する学校・企業等の運動施設の開放による運動施設利用の促進、歩道・自転車道等の日常生活における身体活動量増加のための環境整備、地域におけるウォーキング等の身体活動を中心としたイベントの実施、高齢者にボランティア活動を奨励するための環境整備を行い、身体活動・運動に取組みやすい環境を整備することが重要である。そのためには、健康運動指導士や健康運動実践指導者など健康と身体運動に関する十分な知識・技能をもった指導者の養成も急務であると考えられる。

こうした指導者の養成は、市町村が実施する高齢者を対象とした介護予防事業を効果的に展開するためにも必要である。地域福祉や地域保健の視点をもって、コミュニティ環境に働きかけることができる健康運動指導者の養成を図る。国あるいは地方自治体、公共機関における市民の健康づくりやスポーツ推進の企画・立案のアドバイザーに加えて、総合型地域スポーツクラブの活動のコンサルタントを務められる人材も養成する。

以上のことから、学校や地域コミュニティにおいてヘルスプロモーションやスポーツプロモーションの実践にたずさわり、人間の健康に関する総合的かつ高度な専門性を持つ専門職者養成を本研究科の設置目的の一つとして位置づけている。

## 2) 学際的かつ実践的な視野を持った研究者を目指す人材の育成

他方、人間健康研究科の人材養成のもう一つの柱は、人間が幸福かつ豊かに生活する上で必要な健康の維持や増進を図るために、人間の健康に関わる基礎理論の探究と応用研究を行い、学際的な視点から研究成果を構築する研究者の育成を目指すところにある。

スポーツ研究者の育成に向けても、人間の健康と健幸に関する諸問題の解決に対処する力を養うため、実習やフィールドワークを重視する。その目的は、実際的な健康支援プログラムを作成し、実施できる能力を有する研究者を育て、健康に関する単一領域の知識だけでなく、健幸を視野に入れた幅広い知識を兼ね備えた人材を養成することにある。

本研究科では、将来的に設置申請予定の博士課程後期課程と合わせた教育によって、個

別の学問分野を発展させる分析的な研究を推進できるだけでなく、学術研究の成果を人々のくらしの現場に生かす総合的な視点と実践知を併せ持った研究者の育成を目指している。  
したがって、現在設置申請中の修士課程では、健康スポーツ科学領域を中心とした大学教員、地域福祉の視点をもって健康増進を考える研究者、健康・スポーツ関連企業や団体の研究に携わる人材を輩出するための研究者としての基礎を培う教育を行うものとする。

## イ 学生確保の見通しと社会的な人材需要

### (a) 入学定員の考え方及び学生確保の見通し

入学定員に関しては、人間健康研究科は少人数教育によるきめの細かい研究指導を目指しており、同時に地域社会と連携した実地教育を重視する関係から実習の受け入れ人数枠を考慮して、10名に設定した。

この入学定員に対する学生確保の見通しを明らかにするために、平成25年4月に本研究科の基礎学部である人間健康学部の全学年の学生を対象に本研究科設置にかかるアンケート調査を行った。アンケート調査は研究科の概要説明を裏面に記載した別添のアンケート用紙（資料2）を用いて、どのような研究科であるかを理解させたうえで実施した。

まず本学部4年次生（在学者数350人）対象のアンケートでは、207名（59.1%）の回答者について、本研究科について興味があるか尋ねたところ、「大変興味がある（38名、18.4%）」と「興味がある（57名、27.5%）」を合わせ、95名（45.9%）が関心を示した。同様に進学の意思を尋ねたところ、「ぜひ進学したい（11名、5.3%）」と「条件が合えば進学したい（50名、24.2%）」を合わせ、61名（29.5%）の学生が進学を希望しており、本研究科の設置に強い興味を持っていることがわかった（資料3）。

下位年次の学部生については、1年次生（在学者数343人、回答者数342人）では、「大変興味がある（18名、5.3%）」と「興味がある（72名、21.1%）」を合わせて、90名（26.3%）が関心を示し、そのうち「ぜひ進学したい（2名、0.6%）」と「条件が合えば進学を希望する（46名、13.5%）」を合わせて、48名（14.0%）の学生が進学を希望していた。2年、3年次生についても同様の結果になったが、学年が上がるほど本研究科に興味をもつ人の数が増え、次第に進学希望者が増えている（資料3）。

また、社会人入試の志願者動向を知るため、平成25年4月に関西地方の企業と近隣地域の教育委員会にアンケート調査を行った。63社と5つの委員会にアンケート用紙（資料4）を送付したところ、21社と5つの委員会から回答があり、回答率はそれぞれ33.3%と100%となつた。

その結果としては、本研究科のコンセプトに魅力を感じるかを尋ねた質問について、6社（28.6%）が「大変魅力を感じる」と答え、「魅力を感じる」と答えた11社（52.4%）と合わせて、17社（81.0%）が魅力を認めている。他方、教育委員会では、4つの委員会（80.0%）が「魅力を感じる」と答えている（残り一つは無回答）（資料5）。

一方、本研究科に社員や職員を入学させたいかどうかを尋ねた質問については、「ぜひ

入学してほしい」と答えた会社が1社（4.8%）あり、「本人からの申し出があれば検討したい」と答えた5社（23.8%）と合わせれば6社（28.6%）となり、ここでも有望な数字を示している。教育委員会でも、4つの教育委員会（80.0%）が「本人からの申し出があれば検討したい」と答えている（資料5）。

さらに、近隣の健康スポーツ系研究科を設置する大学院の志願者状況を見ても、比較的多くの志願者数を確保しており、安定した競争倍率となっている。同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科の競争倍率は約1.59倍（志願者数27名、合格者数17名）、立命館大学大学院スポーツ健康科学研究科の競争倍率は約1.15倍（志願者数31名、合格者数27名）となっている（資料6）。

以上の前述の二つのアンケートの結果及び近隣の大学院の志願者状況から、将来にわたって安定的に本研究科の志願者・入学者を確保するには十分な見通しがあると判断し、本研究科の入学定員は10名が適正であると考えた。

#### （b）人材需要の動向等社会の要請

本研究科の設置に向けて、社会的な人材需要の見通しを知るため、平成25年4月に関西地方の企業と近隣地域の教育委員会にアンケート調査を行った。この調査は、「学生確保の見通し」を調べた際、社会人入試に関わる志望動向の調査と同時に行つたものである。

前述のように、この調査に際して63社と5つの委員会に調査票を送付したところ、21社と5つの委員会から回答があり、回答率はそれぞれ33.3%と100%となった。

結果として、本研究科の修了生について5社（23.8%）が「大変魅力を感じる」と答え、「魅力を感じる」と答えた11社（52.4%）と合わせて、16社（76.2%）が魅力を認めている。また、本研究科の修了生を採用したいかどうかを尋ねた質問については、「ぜひ採用したい」が4社（19.0%）、「採用を検討したい」が9社（42.9%）となっており、合わせて13社（61.9%）が前向きで、本研究科の修了生の進路は十分見込みがあると言える。また、同じ質問について教育委員会では2つの委員会（40.0%）が「採用を検討したい」と答えている（資料5）。

また、本研究科を設置する堺市では、平成24年9月に「堺市スポーツ推進計画」（資料7）を策定しており、「だれもが『いつでも』、『どこでも』、『いつまでも』スポーツに親しむ環境を提供し、スポーツを通じて明るく元気で活力あるまちの実現をめざす」としている。この計画は、平成20年3月施行の堺市健康増進計画「新健康さかい21」（資料8）とあわせて、堺市が積極的に市民主体の健康づくりや健康寿命の延伸等に向けた取組を推進していることを示している。このような堺市の姿勢は、健康と健幸を一体としてとらえた教育研究を目指す本研究科のコンセプトと合致しており、堺市は人間健康研究科を修了した者の活躍に期待をしている（資料1）。

以上のことから、本研究科の社会的な人材需要は十分な見込みがあると考えられる。

## ウ 研究科の特色

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日）の「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」において、大学の全体的な七つの機能（①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、产学官連携、国際交流等）が例示され、各大学の選択により、保有する機能や比重の置き方は異なり、時宜に応じて可変的でもあるとされている。また、各大学は固定期的に種別化するのではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違いにより、個性・特色を表し、緩やかな機能的な分化が進むとの考えが述べられている。

この答申の趣旨を踏まえ、本研究科では、「②高度専門職業人養成」「⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究」及び「⑦社会貢献機能（地域貢献、产学官連携、国際交流等）」の三つの機能に比重を置き、教育研究を推進し、他の大学院とは異なる個性・特色を明確化していくことを目指す。

その個性・特色の一つとして、人間健康研究科では、既存の体育・スポーツ系研究機関が主な目的としてきたスポーツの競技力向上よりも、身体活動や運動とスポーツを通じて人々の健康と健幸を促進することを重視している。また、地域コミュニティの環境整備や人々の交流の促進、地域福祉の実現をも視野に入れている。こうした志向性は、前述した平成14年制定の「健康増進法」や平成23年制定の「スポーツ基本法」の理念にも見られるものである。健康増進法の理念はWHOが唱えた「ヘルスプロモーション」に遡り、スポーツ基本法の理念は「スポーツプロモーション」に通じるが、どちらも健康と健幸を個人の課題としてだけではなく、社会や地域全体で実現し共有するものと考えている。本研究科は、その視点を発展・深化させることを目標としている。

「スポーツプロモーション」については、日本のスポーツ研究者が独自に展開した生涯スポーツ論をさらに進化させたものと考えることができる。生涯スポーツ論に先立つ「みんなのスポーツ」論では、高度経済成長を背景に、競技能力や体力の向上の機会を平等に提供することが目的とされていたが、少子高齢化の進む現代にそうした上昇志向一辺倒の理念は適合しなくなった。生涯スポーツ論では、年齢層の違いや、ライフスタイルの違いを考慮し、それぞれのライフステージ毎に異なる生活課題に対応した健康スポーツを提供することが課題となった。スポーツプロモーション論では、そこからさらに前進して、スポーツが社会の理念の実現に奉仕するだけでなく、スポーツを通じて新たな価値観を創造し、提案することまでを目標としている。そこで成し遂げられた転換は、「競争から共生へ」「個人から地域社会へ」の焦点の変化に要約することができるだろう。現代におけるスポーツは、個人に自分で健康管理ができる機会を提供するとともに、地域社会全体で健康を増進できる環境を形成する「ヘルスプロモーション」の有力な手段となっている。同時にスポーツは、自由であるがゆえに孤立しがちな諸個人につながりをもたらし、市民として共生できる場を提供することが期待されている。

このようなスポーツプロモーションのビジョンを踏まえて、「スポーツ基本法」では、

「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とされ、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。」と、その意義について述べられている。そして、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」と、スポーツがわれわれの生活に不可欠な文化であるとしている。

また、「スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである」と青少年にとってのスポーツの教育的価値を謳っている。さらに、「スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。加えて、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である」と述べている。本研究科が目指す人間社会の健康と健幸の増進という目標は、こうしたスポーツ基本法の理念と合致したものであり、本研究科はその理念を具現化できる人材を養成する機関として設立されるものとみなすことができる。

## エ 修士課程、博士課程の区別

人間健康研究科では、修士課程の完成年度後に博士課程についても設置する予定である。

## オ 研究科の名称及び学位の名称

研究科の名称は、大学院設置基準第22条の4、学位規則第10条の規定に基づき、教育研究上の目的にふさわしいものとし、人間の健康に関する知識の探究できる研究者の養成と地域に貢献できる人材の育成という設置の趣旨・目的を端的に示す名称として人間健康研究科とする。また、学位名称は、学位規則第10条の規定に基づき、本研究科の教育課程の柱及び内容を端的に明示する専攻分野の名称を付記し、修士（健康学）とする。

### （a）研究科の名称

研究科の名称は、「関西大学大学院 人間健康研究科」とする。

英訳名：Graduate School of Health and Well-being

Kansai University

## (b) 学位の名称

学位の名称は既設の学部学科の名称、カリキュラム、修める学問的内容などに留意して、修士（健康学）とし、英訳名称については、Master of Health and Well-beingとする。

なお、学位の英訳名について、同様の名称は英国の大学院に多く見られ、それらは本研究科のものと類似したカリキュラムをもっているので、国際的にも問題なく通用すると思われる。

## カ 教育課程の編成の考え方及び特色

### (a) 教育課程の特徴

高度専門職としての健康運動指導者や体育スポーツの指導者の育成と、学際的かつ実践的な視野を持った研究者育成のための基礎教育を目指す本研究科の教育課程の特徴は、以下の3点にまとめることができる。

①人間の健康と健幸に関する専門的な知識の習得

②人間の健康と健幸に関する専門的な知識をヘルスプロモーションやスポーツプロモーションの観点から展開することができる研究能力または実践能力の習得

③地域における身体活動や運動と各種スポーツに関わる人材養成のための実習教育

学生は、以上の①から③までについて、それぞれ後述している「基礎科目」「専門科目」「テーマ科目」「実習科目」及び「演習科目」の科目群から構成されるカリキュラムを通じて、大学院修了までに段階的に研究を深めていくことになる。

①については、まず「基礎科目」に配置されている「人間健康研究」において健康と健幸に関する基礎的な知識を学ぶ。次に「専門科目」に属する科目群が、人間の健康と健幸に関する専門的な知識を身につけることができるよう配置されており、総合的なアプローチによって、多様な視野を持つ人材の養成を行う教育課程を特色としている。

②については、「人間健康研究」で学ぶヘルスプロモーションやスポーツプロモーションに関する心構えを基盤にして、少人数教育をねらいとする「演習科目」と連動する形で「専門科目」を履修することによって専門的な知識を応用する指針を手に入れる。さらに「テーマ科目」の履修を通して健康運動指導者などの高度専門職にふさわしい実践能力の習得が可能となる教育課程となっている。なお、高度専門職の養成については「健康マネジメント研究」においてロールモデルとなる実務家の兼任教員による講義を受講する機会も設けている。他方、研究職の育成に際しては、専門領域に関する学識の充実を図ると同時に、「テーマ科目」などの履修を通して社会的ニーズを忘れずに研究できる姿勢を教育する。

③については、実践的な場として、学外の総合型地域スポーツクラブや市町村の行政と連携して身体活動や運動とスポーツ活動の調査を実施し、それに対するプログラムの開発やクラブの運営に関わることで、地域とともに教育研究を行うことを予定している。堺市をはじめとする近隣の地方自治体、民間のスポーツ団体との連携によって施設を実習に利

用することで、基礎知識として学び得たものを応用し、実践に展開していく教育を行っていくことを予定している。

このように、現場と直結して、そこでの課題を吸収し、研究によって得られた成果をフィードバックし、その有効性を検証する。学生の実践力の養成と地域貢献を同時並行的に行うところに本研究科の教育課程の特色がある。

#### (b) 教育課程の編成の考え方

人間健康研究科では、本学の建学の精神「学の実化(学理と実際の調和)<sup>じつげ</sup>」を背景に、人間健康学部のカリキュラム体系を発展させて、特色を有したカリキュラムを提供する。その上で、人々の健康と健幸の促進を願って制定された「健康増進法」と「スポーツ基本法」の背景にある「ヘルスプロモーション」や「スポーツプロモーション」の研究を発展・深化させることを目標とする。そのためには、設計された基礎科目や専門科目等の教育を通じて、社会の幅広い分野において活躍できる高度な専門職業人を養成すると同時に、人間の健康と健幸に関する専門的かつ多様なアプローチを身につけた研究者を目指す人材を育成する。

人間健康研究科のカリキュラム編成として、まずは人文・社会科学と自然科学を総合した見地から Health and Well-being の意味を深く考究し、高度な健康観と総合的な人間力を養う「人間健康研究」と、実践的な研究力を養うための基盤となる調査スキルを身につける「健康調査研究法 I・II」からなる「基礎科目」がある。次に、人間の健康と健幸に関して学術的に裏付けられた知識と、それらを応用し、実践する能力を養う「専門科目」がある。それと並んで、時事的な問題やテーマを取り扱う「テーマ科目」を設け、それを実際のスポーツ施設・機関等における〈正統的周辺参加〉型の学習やスポーツマネジメントスキルを身につけるための「実習科目」と組み合わせて、研究と実践の両立を体験的に教育する。その他、修士論文等の指導を行う「演習科目」に大別される。

基礎科目では、「人間健康研究」と「健康調査研究法 I・II」を通して人間の本質に関わる基礎的な知見と社会的な視野を習得することを目指している。また、基礎科目で習得した知見を実践的な課題に応用できる能力を身につけるために、より専門性の高い専門科目を配置している。健康科学分野では「健康運動生理学研究」「健康行動学研究」「健康福祉研究」、スポーツ科学分野では「運動環境生理学研究」「身体運動学研究」、健康とスポーツに関する人文・社会科学分野では「身体文化研究」「スポーツ社会学研究」「スポーツ教育学研究」といった科目を設置している。また、専門科目には高度専門職の育成をねらいとする「健康マネジメント研究」もあり、専任教員と実務家の兼任教員との協同により、学理と実際の調和という本研究科の根幹方針を学ぶ機会を提供する。さらに、実践性のある科目として「地域連携課題実習 I・II・III」を設定し、地域において高度な専門職業人として活動するために必要なスキルを実習の中から学ぶための科目を設置している。この「地域連携課題実習 I・II・III」はテーマ科目と連動しており、座学と実学をセットで学ぶことで、研究成果を社会に還元できる視野の広さと、理念・理論から現実を変える力を育成することをねらいとしている。

## 1) 「地域連携課題実習Ⅰ」

「地域連携課題実習Ⅰ」では、スポーツ振興基本計画の策定（平成12年）以降、地域住民の健康と、健幸につながる社会関係資本の増進に寄与するものとして各地方自治体で設置が奨励されてきた総合型地域スポーツクラブでの参与観察を学生に課し、最終的にクラブの将来的な発展に向けた提言を可能にする指導を行う。

この実習の事前学習の機会として「人間健康テーマ研究Ⅰ」（半期、2単位）を用意しており、内容を先取りする講義を前のセメスターに行うことで、履修者は万全の体制で実習先に赴くことができる。また、履修者にはインターンシップ保険などに加入させると同時に、実習先で予想される事故（怪我や個人情報保護違反など）の可能性を把握させ、それらの予防法を事前に教育する。

実習先としては、本研究科の所在地となる堺市の総合型地域スポーツクラブ「堺ブレイザーズ」（大阪府堺市築港八幡町1番地、新日鐵住金堺体育館）と、平成25年4月に設立された奈良県明日香村の総合型地域スポーツクラブ「楽スポあすか」（奈良県高市郡明日香村内の学校や公民館で活動）に依頼し、すでに承諾を得ている（資料9・10）。

そのうち、バレーボールのトップリーグチームでもある堺ブレイザーズでは、地域住民に対するバレーボールの普及活動のほか、プロチームとしての広報活動、あるいはファンサービスのイベント開催など様々な活動を行っており、学生の多様な関心に対応できる。履修者は各自の研究課題に応じて、上記の活動のうちどれかに焦点を当てて実態調査を行い、将来の発展に向けた提言を行う。他方、明日香村の総合型地域スポーツクラブの特徴は行政との連携にある。地域密着・市民生活密着型のこのクラブにおいて、行政との協働で行う様々な地域スポーツ推進事業に参加することで、学生は経験の幅を広げ、社会実践の奥深さを学ぶことができる。同時に、こちらについても実態調査と将来の発展に向けた提言を行うものとする。

この授業を担当する教員は、既設学部でも堺ブレイザーズと連携した教育活動を平成23年度から行っており、定期的に実習先に赴き、先方と活動内容を調整し、問題があれば解決を図り、履修者への助言を行ってきた。研究科の実習でも折に触れ履修者に付き添って同等以上の連携を先方と行う予定である。また、明日香村の総合型地域スポーツクラブでは立ち上げ前の平成23年度から関わっており、今後もスーパーバイザーとして定期的に先方へ赴き、ブレイザーズに対して行うのと同等の教員の実習指導を行うことができる。

成績評価に関しては、事前学習を通じて履修者に実習計画を立てさせることから始め、実習先の活動に参加する度に教員にレポートを提出させ、活動内容の改善を図りながら、同時に評価を行うこととする。さらに、実習終了後に最終報告書を提出させ、成績を評価すると同時に各自の研究テーマにどう生かすかを指導する。

単位認定方法は、実習計画の評価を20%、実習レポートの評価を50%とし、残りの30%は最終報告書の内容で評価する。

## 2) 「地域連携課題実習Ⅱ」

「地域連携課題実習Ⅱ」では、人間健康学部と堺市の連携事業で行われているスポーツ教室や健康運動教室への参加を学生に課し、スポーツ動作の実技指導や健康運動の実践指導の具体的な方法について実習を行い、実践的研究のできる研究者及び理論の分かる高度専門職業人を養成する。

この実習の事前学習の機会として「人間健康テーマ研究Ⅱ」（半期、2単位）を用意しており、地域連携課題実習Ⅱの内容を前もって行うことで、履修者は実習の実効を上げるための事前準備を整え、万全の体制で実習に参加できる。また、履修者にはインターンシップ保険などに加入させると同時に、実習において予想される事故（怪我や個人情報保護違反など）に対する予備知識を把握させ、それらの予防法を事前に教育する。

実習の開催場所は、人間健康学部の体育館、実験室、教室などの施設を利用して開講するため、本実習を履修する大学院生は、学外の施設に承諾を得て出向くことなく、学内で行われる各種教室に参加する。具体的には健康運動教室を開催し、近年注目されている速歩きとゆっくり歩きを数分間ずつ交互に行う「インターバル速歩」を用いた中高年者対象の健康づくり事業を基盤とし、児童にもその視野を広げ堺市民の健康づくり支援事業に参加することで、健康増進を目的とした指導事業、普及啓発事業、情報提供事業、人材育成事業などの科学的根拠に基づく健康増進（EBH：Evidence Based Health-promotion）事業を開拓することのできる能力を身につける。さらに、本実習履修者は、一流指導者が指導するバドミントン、ゴルフ、ソフトボールなどのスポーツ教室に参加し、受講者としてスポーツの実習に参加すると同時に、指導者の指導技術を観察し、動作の客観分析の知見を動作者の主観的動作感覚に落とし込む実践の知恵について実習をつむ（実習のスケジュールについてはシラバスを参照）。

本実習を担当する教員は、「インターバル速歩」を用いた健康運動教室のノウハウを持っている、健康運動教室の指導員と連携をとって、履修者への指導を直接行う予定である。バドミントン、ゴルフ、ソフトボールなどのスポーツ教室に関しても、本実習の担当教員は、指導員との共同指導実績を持ち、当該スポーツ動作の共同研究を行ってきた実績を有しており、履修者への指導を直接行う予定である。

成績評価に関しては、実習の受講に際して、受講の目的と大学院生自身の研究との関係性を理解させ、ほぼ毎週行われる実習に際して、毎週参加報告書を提出させ、活動内容の改善を図りながら、同時に評価を行うこととする。実習終了後に最終報告書を提出させ、それを成績評価すると同時に各自の修士論文の研究テーマにどう生かすかを指導する。

単位認定方法は、実習計画の評価を20%、実習レポートの評価を50%とし、残りの30%は最終報告書の内容で評価する。

## 3) 「地域連携課題実習Ⅲ」

超高齢社会に向けて、中高齢者の健康づくりや地域での支え合いの強化といった課題の重要性が増している。各市町村では行政施策としてこれらの課題に取り組んでいる。そこ

では、個別支援（個々の市民に働きかける支援）とともに地域支援（地域社会に働きかける支援）が求められる。個別支援では、健康相談や保健指導、特定健康診査、生活習慣改善とくに運動・身体活動の奨励やその指導、「閉じこもり」の早期発見と個別支援などが含まれる。地域支援では、市民啓発、運動教室などグループによる事業、市民の自主的な活動の支援、地域の様々な人や組織をつなぐネットワークづくりなどが含まれる。

「地域連携課題実習Ⅲ」では、こうした個別支援や地域支援の活動に学生を参加させ、地域住民のリーダーやボランティア、行政や専門職と共に活動することを通じて、計画づくり、実践、評価といった一連のプロセスへの理解を深めさせる。また、地域住民の健幸としての生きがいづくりやQOLの向上につながる活動として、レクリエーションや運動が持つ価値や魅力を理解し、他者へ伝えることのできる能力を身に付けさせる。具体的には、堺市および堺市社会福祉協議会等と連携して、学生を実際の現場の活動に参加させ、活動の企画や実施、効果検証を実践できるまでの高度な知識や技術の習得を目指す。

この実習の事前学習の機会として「人間健康テーマ研究Ⅲ」（半期、2単位）を用意しており、内容を先取りする講義を前のセメスターに行うことで、履修者は万全の体制で実習先に赴くことができる。また、履修者にはインターンシップ保険などに加入させると同時に、実習先で予想される事故の可能性を把握させ、それらの予防法を事前に教育する。

実習先としては、本研究科の所在地となる堺市社会福祉協議会（大阪府堺市堺区南瓦町2-1）に依頼し、すでに承諾を得ている（資料11）。

社会福祉協議会では小地域ネットワーク活動や基幹型地域包括支援センターの運営を通じて、さまざまな個別支援、地域支援の活動を行っており、これらの活動に学生を参加させ、体験型学習を促進する（実習のスケジュールについては、シラバスを参照）。

授業担当教員は、堺市社会福祉協議会の活動や堺市の介護予防に関する実践的取組への支援を通じて、実習先とはすでに協力関係にある。学生を実習先に派遣する際にも、教員が必要に応じて実習先へ赴き現場職員からの意見を参考にしながら指導を行う。

成績評価に関しては、事前学習を通じて履修者に実習計画を立てさせることから始め、学生が実習先の活動に参加する度にレポートを提出させ、活動内容の改善を図りながら同時に評価を行うこととする。実習の最終回には、実習最終報告書を提出・発表させ、その内容を成績評価に加える。なお、単位認定では、実習計画の内容評価が20%、実習レポートの評価が30%、最終報告書の内容50%で評価する。

## キ 教員組織の編成の考え方及び特色

### （a）教員構成

大学院を担当する専任教員は9名である。健康科学分野3名、健康スポーツ科学分野に2名、人文・社会科学分野に4名を配している。

専任教員の年齢構成は、60歳代4名、50歳代4名、40歳代1名であり、熟年教員を中心として構成されている。熟年教員の長年の教育研究歴に裏付けられた教育力、研究力を

充分活かすことで大学院をスタートさせ、60歳代の教員が定年を迎えた時に、実力ある若手教員を補充して、年齢バランスを考慮した教員集団構成に変更していく予定である（資料12）。

#### （b）教員構成の特色

前述したカリキュラム編成の特色や考え方を実現するため、専門分野、年齢、実務経験などを考慮しつつ、人間健康研究科における教育研究を十全に担える有能な教員構成となるように計画している。専任教員以外にも、当該分野で活躍する研究者や実務家を客員教授等の制度を活用して招聘する予定である。

#### （c）教員構成の研究領域と研究科全体の研究の方向性

人間健康研究科では、ヘルスプロモーションやスポーツプロモーションの観点から地域コミュニティの環境整備を前提課題として、身体活動や運動ならびに各種のスポーツ実践と、健康や健幸との関係について研究していく。

第1に、「スポーツをすれば健康になる」という一般的な命題に対して、その真意を追究していくことである。一般にスポーツは健康に良いとされているにもかかわらず、過度にスポーツをすると健康を害することもある背景には、スポーツの適切な運動量が定量化されてないことがある。「体力づくり」の過去の指針にみられるように、健康スポーツの運動はこれまでマキシマムスタンダードに基準を置いていた。しかし、健康や健幸という視点からスポーツをとらえると、それぞれの人にとっての適切な運動量であるオプチマムスタンダードを見出す研究を行う必要がある。こうした研究には、人間の健康を医学・生理学の視点から分析する「健康運動生理学研究」、普段の生活における行動の視点から分析する「健康行動学研究」、実践的な運動処方を追究する「健康トレーニング研究」といった研究分野が対応する。

第2に、スポーツにおける運動の質についての研究である。同じ動作にしても、どこに意識をおいているのか、あるいはどのように動けば合理的な動きとなり、有効な運動になるのか、あるいはどのような環境を用意すれば、効果が高い運動になるのかといった運動の質に関する研究を行う必要がある。それにより、アスリートの競技能力の向上と同時に、健康阻害要因を排除すること（傷害予防）にもつながる。さらに、こうした研究を応用すれば、高齢者のQOL向上や介護動作の合理化（介護者の負担軽減）につなげることもできる。以上の研究には人の動作解析を行う「身体運動学研究」や環境に対する適応能を追究する「運動環境生理学研究」の研究分野が対応している。

第3に、身体活動や運動とスポーツをわれわれが作り出した文化として捉え、その文化を健康かつ健幸なものに育てる研究が必要である。それはつまり、健康維持に必要な運動を人々に機械的に強いるのではなく、喜びを持って歓迎してもらうための健康文化を創造する研究である。これらの研究には、スポーツの倫理的な問題を含めてその健幸なあり方を問う「スポーツ教育学研究」、社会現象としてのスポーツの健全なあり方を問う「スポ

ソ社会学研究」、多文化共生の視点から身体文化の意味を問う「身体文化研究」、人間社会のコミュニケーションの意味を問う「社会人間学研究」、介護予防や地域づくりに資する福祉政策を考究する「健康福祉研究」の研究分野が対応する。

これら三つの研究課題に共通することは、一般市民の身体活動や運動からトップアスリートのスポーツまでを幅広く対象とし、総合型地域スポーツクラブを含むスポーツの現場や地域コミュニティと連携して、実践的な研究を行うことである。

本研究科は、健全な地域コミュニティの形成を前提課題として、人間の誕生から高齢に至るまでのライフステージを包括的にとらえ、「生き方」としての健康と健幸というテーマを研究対象としている。そのため、健康科学、健康福祉学、教育学、社会学、文化人類学、体育学といった各教員の専門領域で成果をあげると同時に、教員それぞれの専門領域を越えた視点を同時に重視し、多様なアプローチによって人間の健康と健幸に関わる諸問題の解決手法を探究することを研究科全体の研究の方向性としている。

## ク 教育方法、履修指導、研究指導方法及び修了要件

### (a) 教育方法

人間健康研究科では、学校や地域コミュニティにおいてヘルスプロモーションやスポーツプロモーションにたずさわることができる健康運動指導者ならびに体育スポーツ指導者等を育成すると同時に、人間の健康と健幸に関する高度な専門性と実際的な視野を兼ね備えた研究者の基礎教育を行うため、実践的なカリキュラム体系を展開する。

すなわち、教室における講義や個別の専門科目に限定したプログラムを提供するだけでなく、時事問題や時代の課題に取り組む講義科目としての「人間健康テーマ研究」を「地域連携課題実習」と組み合わせることで、実践的な活動へ研究者の立場から寄与する経験を可能にする。なお、実社会から求められる課題の枠組と学問分野の専門性は必ずしも合致するものではないから、本研究科のカリキュラムには、健康科学、健康福祉学、教育学、社会学、文化人類学、体育学といった多様な観点から研究を行う科目を包摂している。

他方で、高度専門職としての健康運動指導者やスポーツ指導者育成のためには、地域や現場の実務家から直接学ぶことのできる「健康マネジメント研究」を設けている。その上で、教育学や社会学といった関連領域の専門知識を提供し、学生の〈正統的周辺参加〉によって社会の現実に触れながら問題意識を整理し、学習効果を高める「地域連携課題実習」を課すことで、社会的に有為な人材を育成していく。

### (b) 履修指導及び研究指導方法（入学から修了までの指導のプロセス）

本研究科では、①高度専門職としての健康運動指導者や体育スポーツの指導者を目指す者と、②学際的かつ実践的な視野を持った研究者を目指す者という、二種類の志望をもつ学生の育成を想定し、次のような指導のプロセス（資料13）を予定している。

入学者に対しては、別添の履修モデル（資料14）に示すように、それぞれの志望にあわせたカリキュラムを用意した上で、まずは個々の研究課題に適した指導教員を選定し、2年間の履修計画の概要を決定する。次に、本研究科の特色である〈学社融合〉の導入的科目となる「人間健康テーマ研究」を複数の選択肢のなかから選ばせる。この科目は、研究関心の近い2名の教員が担当し、1年次の後期に開講する「地域連携課題実習」も同じ教員チームが同じ学生を指導する体制になっているので、学生は指導教員以外にも研究方針を相談できる教員を手に入れることができる。

1年次の7月には、指導教員が集まって研究指導状況に関する報告会を開催する。ここで万一履修計画に変更の必要が見つかれば、夏休み期間を利用した慎重なカウンセリングを経た上で、9月以降に指導教員の交代を含めて柔軟に対応する。その後、10月には研究計画書を提出させて、修士論文作成までの道筋を確定する。その際、調査内容によっては研究倫理委員会を開催して審査を行うが、既設の人間健康学部にもすでに研究倫理審査に関する内規（資料15）が存在しているので、それをベースに適切な調査計画の策定を支援する。

2年次に入ると、まず4月に研究指導状況に関する指導教員による報告会を開催する。1年次に履修する「人間健康テーマ研究」と「地域連携課題実習」を通じて指導教員以外の教員も学生の研究の進捗状況を把握しているので、指導に適切な意見交換をスムーズに行うことができる。6月には学位取得計画書を提出させるが、この際に修士論文作成に必要な資料や調査活動のリストアップを済ませ、遗漏のない論文執筆をサポートする。修士論文の提出期限は1月に設定しているが、その審査過程については次項で詳細を示す。

#### （c）修士論文の審査

修士論文の審査は、人間健康研究科委員会の定める審査委員によって行う。審査委員は指導教員を主査とし、修士論文の研究に関連ある授業科目担任の教員2名以上を副査として加える。

審査委員は修士論文の審査の結果を踏まえて、修士の学位に関する最終試験を、口頭試問の方法によって行う。修士論文の研究の成果は、人間健康研究科の教育研究理念に照らし合わせて、人間の健康と健幸に関する学際的で総合的な学識と専攻分野における基礎的な研究能力及び高度専門職等に必要な実践力を示すに足るものを持って合格とする。

修士論文の審査及び最終試験の結果は、人間健康研究科委員会の承認を得なければならない。なお、人間健康研究科委員会は、通常の議事に関しては委員の過半数の出席により成立するが、本議事に関してはより厳格な判定を行うため委員の3分の2以上が出席し、その過半数の同意をもって決する。

#### （d）修了要件及び年間履修制限単位数

本研究科の課程に2年以上在学し、基礎科目4単位（「健康調査研究法」IとIIは選択必修）、演習科目8単位を含めて、あわせて31単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及

び修士の学位に関する最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。

なお、年間履修制限単位数は28単位とする。

#### ケ 特定の課題についての研究成果の審査

特定の課題についての研究成果の審査は行わない。

#### コ 施設・設備等の整備計画

以下に示す校地及び校舎の平米数は、いずれも大学設置基準内の面積である。

##### (a) 校地の整備計画

先に述べたとおり、人間健康学部は、堺市の大学等高等教育機関誘致事業コンペティションに本学部が採択されたことに伴い、堺市から無償貸与されている堺市立商業高等学校・第二商業高等学校跡地（堺キャンパス）に設置したものである。今回新たに設置する人間健康研究科についても、この堺キャンパスに開設する。なお、貸与期間は平成22年4月1日から20年間の無償貸与とし、双方協議の上、貸与期間を更新できるものとしている。

校地については、30,305.72 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準第37条第1項の要件を充分に満たしており、本研究科を新たに設置した場合においても何ら支障はない。

##### (b) 校舎等施設の整備計画

現在、堺キャンパスには、A棟（地上5階建：13,207.09 m<sup>2</sup>）及びB棟（地上3階建：3,517.95 m<sup>2</sup>）の2つの校舎を整備しており、すべて人間健康学部の専用校舎として使用している。今回の人間健康研究科の設置にあたっては、現在の状況及び学部完成年度後の各施設の利用見込みから判断し、A棟内の1階、4階及び5階の一部の施設を改修し、次のとおり演習教室、実験室及び院生研究室を本研究科の専用施設として整備する。なお、上記の2つの校舎面積は、大学設置基準第37条の2の要件を充分に満たしており、これらの施設を本研究科専用に変更した場合においても、学部の教育研究にはまったく支障はない。

##### 【大学院専用施設として整備する教室等：A棟】

<1階>

身体運動学実験室

三次元画像解析装置と地面反力測定装置、筋電図測定装置を中心機材として、身体動作のキネマティクスおよびキネティクス研究を行う。

運動制御実験室

地面反力測定装置を埋め込んだトレッドミルを中心機材として、三次元画像解析装置、筋電図測定装置などを用いて、主に歩行運動、走運動の運動制御研究を行う。

<4階>

健康運動生理学実験室A 機器等を用いた基礎的な運動生理学実験を行うための実験スペース。運動負荷試験、無酸素パワー測定、筋代謝測定、筋電図測定など基礎的な実験を行う。

健康運動生理学実験室B 健康運動指導の現場での展開を想定した応用実験・研究を行うための実演スペース。運動強度測定、健康づくり体操プログラムの開発、地域の健康づくり体操・ストレッチ体操の制作及びDVD撮影などを行う。

<5階>

演習教室（5室） 15名程度収容可能な演習教室であり、演習や講義の授業を行う。

院生研究室 本研究科の大学院生専用の研究室として、全員の座席を確保する（資料16）。

ロッカーリ

個人用ロッカーリを整備する。

【学部と共に用する施設等：B棟】

<1階>

食堂・カフェ 屋内に約280席を設け、屋外のテラス60席と合計約340席を置いている。これに加えて、カフェテーブル30席を整備している。

<2階>

図書館 閲覧席272席を置いている。収容冊数約7万5千冊。30人収容のグループ閲覧室2室、AV資料閲覧コーナー、インターネット検索コーナー等を置く。

（c）図書等の資料及び図書館の整備計画

平成23年4月に竣工したB棟の2階部分を図書館として整備しており、蔵書数は約3万4千冊（平成25年3月末現在）である。閲覧室（約900m<sup>2</sup>）には、約7万5千冊の図書を収容可能であり、閲覧席272席、30人収容のグループ閲覧室2室、AV資料閲覧コーナー、インターネット検索コーナー等を整備している。人間健康学部の開設以来、研究用雑誌の充実を進めており、現在、和雑誌148タイトル、洋雑誌32タイトルを整備している。また、電子ジャーナルについては、関連分野のみで、和雑誌18タイトル、洋雑誌約1,700タイトルが閲覧可能となっている。なお、本研究科の設置に伴い、洋雑誌バックナンバー及び和書全集物を中心とし、新たに図書等を整備することとしている（資料17）。

また、本学のメインキャンパスである千里山キャンパスには、地下2階・地上3階、蔵書数約224万冊（平成25年3月末現在）の総合図書館（総面積21,749.93m<sup>2</sup>）を有している。総合図書館は、IT化の進展に伴う利用者ニーズの多様化に応えるべく、非来館型の図書館としての機能の充実にも努めている。堺キャンパスの図書館利用者は、学内LANシステムにより

学内外の学術文献などをいち早く提供するためのWeb版データベースや電子ジャーナルなどにアクセスできる。また、総合図書館から文献等を取り寄せることが可能であり、閲覧申請により翌開館日には利用可能となる。

## サ 既設の学部との関係

関西大学人間健康学部人間健康学科は、「こころ」「からだ」「くらし」の健康をキーワードに、身体的健康、精神的健康、社会的健康など、人間の健康を総合的に教育研究することを目的として、平成22年に開設された新しい学部である。学部開設以来、関西大学の建学の精神である「学の実化」を現在の社会状況を踏まえて一層強化し、地域社会での活動に積極的に取り組み、学生が多様な人々と交流できる実践型教育研究を展開してきた。

そのなかで行われるスポーツ教育は競技パフォーマンスの向上に力点を置くものではなく、生涯スポーツ活動を通して人間形成やコミュニティの再生を目指し、健康スポーツ教育を通じて人間の健幸（well-being）の新たな可能性を模索することに力を入れてきた。福祉教育についても、地域コミュニティを基盤として包括的な支援ができる人材の育成を行っている。

こうした既設学部の教育研究理念をベースに、人間健康研究科は「健康と健幸」を目標概念として、人間に於て真に必要な健康のあり方を再定義する観点から学術研究を遂行するため設立する。この研究科の設立に際して、地域連携と予防的な社会支援の推進という既設学部の方針に、世界保健機関（WHO）が提唱し発展させてきたヘルスプロモーションの知見を加えてさらに前進させる。同時に、このヘルスプロモーションに倣ってスポーツによる健康増進と社会福祉に貢献する道を模索するスポーツプロモーションの理念を柱に教育カリキュラムを編成するものとする（資料18）。

## シ 入学者選抜の概要

### （a）募集人員

修士課程 入学定員 10名（収容定員 20名）

### （b）入試（入学試験）の種類

一般入試、学内進学試験及び社会人入試を実施予定である。募集人数は、一般入試が4名程度、学内進学試験が5名程度、社会人入試が若干名を予定している。

### （c）アドミッションポリシー

人間健康研究科は、人間の健康に対する多角的な理解と分析的思考を身につけたうえで、さらに専門的な研究アプローチを身につけることを目指している。そして、この知識をもとにヘルスプロモーションやスポーツプロモーションの実践に寄与できる高度専

門職者の養成と、「人間にとって真に必要な健康のあり方」という新たな観点から研究を遂行できる研究者の基礎教育を目的としている。

上記の目的の実現に向け、健康科学、スポーツ科学、人文・社会科学分野に関連する基礎的学問領域に対する深い知識と見識を有し、多様化し高度化しつつある健康関連の諸問題を総合的に捉えることができる資質を有する者を選抜の対象とする。当該研究分野において優れた能力を有する人間健康学部生、当該研究分野と関連する学内他学部生の入学者選抜を実施する。また、大学院教育に対する社会からの多様な期待に応じるため、様々な学習歴を持つ学生を他大学からも広く選抜し、あわせて、研究または実務経験を有し、さらに高度な学術の習得を希望する社会人を対象に入学試験を実施する。

#### (d) 試験の実施方法

##### ①一般入試

本学、他大学を問わず、学部を卒業又は卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に入学試験を行う。専門分野の筆記試験、外国語筆記試験（英語等）、面接形式の口頭試問によって行う。

##### ②学内進学試験

他学部を含む本学の学部卒業見込者について、学部成績に関して一定の要件を満たす学生を対象に入学試験を行う。専門分野の筆記試験、外国語筆記試験（英語等）、面接形式の口頭試問によって行う。

##### ③社会人入試

大学卒業後3年以上経過する者等を対象に入学試験を行う。専門分野の筆記試験、面接形式の口頭試問によって行う。

### ス 管理運営

#### (a) 学内独自組織としての大学院人間健康研究科

研究科の管理運営上の独自性・独立性を確保するために、研究科に意思決定機関である「大学院人間健康研究科委員会」を置く。

人間健康研究科長は、人間健康学部長を兼務し、研究科委員会の議長となり、本研究科の運営を統括するとともに、本学の教学上の最高意思決定機関である「学部長・研究科長会議」のメンバーとなる。

研究科は、関西大学大学院学則（第7章 運営組織）にしたがって運営される。定例研究科委員会は、休業期間中を除き、原則として月2回開催する。研究科委員会の構成は、本研究科の演習又は講義担当の専任教員をもって組織する。また、議事は委員の過半数が出席し、出席委員の過半数の同意をもって決する。研究科委員会が審議する事項は、以下のとおりである。

##### ① 学位論文の審査及び学位の授与又は取消しに関する事項

- ② 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項
- ③ 授業科目担任に関する事項
- ④ 学生の学籍及び課程修了の認定に関する事項
- ⑤ 試験に関する事項
- ⑥ 学生の補導に関する事項
- ⑦ 学生の賞罰に関する事項
- ⑧ 自己点検・評価に関する事項
- ⑨ その他教育及び研究に関する事項

なお、研究科の日常の管理運営は、研究科長の統括のもとに行われる。人間健康学部に副学部長及び教学主任を2名ずつ置き、それぞれ1名が研究科担当となって、研究科長を補佐する。

#### (b) 事務組織

本研究科の事務を行うため、固有の事務組織を置く。同事務組織は、成績管理、学籍管理、入試、FD、学生の募集及び総合戦略・広報など大学院人間健康研究科の運営に必要な業務について、同一キャンパスの人間健康学部事務担当部署及び大学事務部門が集中する千里山キャンパスの関係部署と連携しながら業務を遂行する。

### セ　自己点検・評価

関西大学では、平成6年4月に関西大学自己点検・評価委員会を設置し、全学的な教育・研究水準の向上を図るべく、自己点検・評価活動を2年に1度の周期で行ってきた。その成果は、隔年発行の『自己点検・評価報告書』ならびに毎年発行の『データブック』に取りまとめられている。

平成6年以降の活動を振り返ると、第1期の委員会では「望ましい近未来像」、第2期の委員会では、「大学と社会のかかわり」「大学内部のコミュニケーション」「大学の組織と運営」、第3期の委員会では、「転換期における関大像の模索」をそれぞれテーマと視点に掲げ自己点検・評価を行った。第4期の委員会では「正課教育活動」「研究活動」及び「自己点検・評価活動」の3分野に限定し、1～3期の委員会における自己点検・評価の指摘事項を洗い出し、改善・改革の状況調査を行い、その達成度、難易度あるいは改善改革の方向性などを取り纏めた上で、自己点検・評価活動を行った。また、第5期の委員会では、第三者評価（認証評価）に向けた自己点検・評価体制の再編を行った。すなわち、各個別機関の自己点検・評価委員会が作成した報告を基に、全学的観点から自己点検・評価を行うよう規程の改正を行った。この第5期の委員会の基に、大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠した自己点検・評価を行い、報告書を刊行した。第6期の委員会においては、平成18年度に第三者評価（認証評価）の申請を行うために自己点検・評価活動を行った。第7期の委員会においては、平成18年度に受けた財団法人大学基準協会による認証評価の結果を踏

まえて、提言を受けた17項目を基に点検・評価項目の見直し等を行い、特にFD活動を推進する項目を追加した。平成21年4月には、自己点検・評価体制を大きく変更し、大学のみならず、学校法人が設置する併設校も含め、学校法人関西大学自己点検・評価委員会の下で自己点検・評価を行うことになった。第8期の委員会では、法人が作成している中期行動計画との関連性を考慮し、今後の到達目標を明確化する等の様々な改善を行った。また、さらに自己点検・評価活動の客観性や公平性を担保するために、学内のみならず、学外者による定期的な評価を実施可能とする体制を整えるため、外部評価委員会を設置した。続いて、第9期では平成24年度に第三者評価（認証評価）の第2サイクル目を公益財団法人大学基準協会で受審するため、自己点検・評価報告書の作成及び中長期行動計画と自己点検・評価活動の運動の実質化等、学内の環境整備を行い、第10期において認証評価に臨んだ。その結果、平成25年3月8日付で長所6項目、努力課題6項目、改善勧告1項目という大学評価（認証評価）結果を受領した。具体的には、長所として内部質保証システムが有効に機能している等の高評価を得た一方で、定員超過・未充足等について改善を求められている。このことから、各学部長・研究科長に対し、大学執行部から改善方針案の策定を依頼し、迅速な改善・改革に向けた取組を進めている。

なお、これらの自己点検・評価の成果である刊行物は、冊子として学内関係部局に配付するとともに、大学の社会的責任や情報公開の観点から関西大学自己点検・評価委員会ウェブページにおいて公開している。

本研究科においても、本学のこうした活動にしたがって研究科の研究教育水準の向上を図るために自己点検・評価委員会を設置し、理念と目的の整合性、研究教育内容・方法等の改善、社会貢献、自己点検・評価及び外部評価の実施、本学の全学的自己点検・評価との調整、ならびに、第三者評価への対応及びその結果の公表などを行う。

## ソ 認証評価

学校教育法により、大学院は政令で定める期間（7年以内）ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることとされている。本学の既設大学院研究科の事例を参考にして、研究科に設置される自己点検・評価委員会で点検項目を洗い出し、点検・評価を行い、第三者評価に向けて準備を進めていく。

## タ 情報の公表

本学では、平成17年3月14日付で文部科学省から通知のあった「大学による情報の積極的な提供について」の趣旨を踏まえ、学生及び保護者のみならず、広く社会に対して研究教育活動情報を伝えてきた。その後も、学校教育法施行規則等の改正を踏まえ、学校育法施行規則第172条の2第1項第1号から第9号に定める教育研究活動等の状況に関する情報に加え、設置認可申請書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果、財務関係書類等をホーム

ページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/index.html>) にて公開してきた。

本研究科においても、他の既設の研究科と同様に、次の情報をホームページ上で公開する予定としている。

- ① 教育研究上の目的に関すること
- ② 入学者に関する受入方針及び入学者の数及び就職等の状況に関すること
- ③ 授業科目、授業の方法並びに年間の授業の計画に関すること
- ④ 学習の成果に係る評価及び修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑤ 設置計画履行状況等報告書

また、ホームページに加えて、本学の全研究科の教育研究の基本情報を紹介した「関西大学大学院」（冊子）に本研究科の情報も掲載し、積極的に情報公開する。さらに、入学者に対しては『関西大学大学院要覧』を発行し、大学院生の便宜に供するとともに、本研究科への進学を志望する受験生に対して進学案内用のパンフレットも発行する。

## チ 教員の資質の維持向上の方策

### （a）本学における組織的な取組の概要

授業内容及び方法の改善を図るために組織的な取組については、平成11年にFD実施の努力義務が大学設置基準上に定められた後、平成19年には大学院設置基準、平成20年度からは大学設置基準で義務化された。この流れに対応して、本学では平成12年度から全学共通教育推進機構を推進主体として、全学でさまざまなFD活動を推進してきた。また、平成20年10月からは同機構を教育推進部に改組発展させ、同部のもとに組織的かつ継続的に教育内容及び教育方法の改善活動を行う拠点組織として教育開発支援センターを新設し、FD活動推進体制の強化を図ってきた。

研究推進に関しては、全学的な視野から研究分野全般を支援する組織として研究推進部を置き、大学の研究推進戦略をはじめ、外部の競争的資金の導入促進、研究支援体制の整備、研究倫理や研究成果のあり方、研究費の適正使用に関するなどに取組んでいる。

### （b）本研究科における組織的な教育上の取組

本研究科の既設学部である人間健康学部では、上記のこれまでの本学における取組みを踏まえて、学部内にFD委員会を組織し、教育内容及び方法の改善を図るとともに教員の資質の維持と向上に努めてきた。

本研究科においても、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」や大学院設置基準第14条の3の趣旨に則り、人間健康研究科内にFD委員会を置き、以下のとおり各種のFD活動を実施する。

なお、FD委員会は、FDの成果を教員相互で活用できるように活動状況を研究科長に報告するとともに、組織的な改善に取り組む。さらに、その取組状況、活動結果、改善目標及び改善結果に関し、FD活動報告書を作成してウェブページ、冊子等各種のメディアを通じ

て部外に公開する。

FD委員会が実施を予定しているFDプログラムを列挙すると、以下のとおりである。

①ピアレビュー等の教育指導に関する研修会

- ・専任教員、兼任教員が参加する。

②授業評価アンケートの作成、実施と分析

- ・春学期及び秋学期の年2回実施する。
- ・履修者が一定数以上の科目については、分析を行い、自己点検・評価報告書において結果を公表する。

③授業内容に関する事前合議、授業進度の確認、教育効果の把握

- ・複数の担当者が担当する科目や、オムニバス方式で行われる科目については、担当者ごとの役割分担と内容的整合性の維持に配慮する。すなわち、担任者間で定期的に協議を行い、教育指導内容、レポート等の評価に至るまで共通理解を図るとともに、授業進度の確認を行う。

④プログラム内容の共有

- ・実施内容については、詳細な記録を作成し、欠席者もその内容を共有できるように配慮する。

### (c) 研究推進上の取組

研究費は、教員が研究活動を継続し、その成果をあげ、資質を維持向上させていく上で最も基本的な研究推進策である。本学では、専任教員に対して以下のような学内研究費が用意されており、本研究科の教員もその適用を受ける。

#### 1) 個人に交付される研究費

「個人研究費」…研究者個人の研究活動を支援することにより、本学の学術研究の推進を図るために基礎となる研究資金と位置づけて交付される。学会出張旅費・消耗品費・図書費・備品費等を一元化した機能的経費として、専任教員全員を対象に、一律年間51万円を使用限度額として交付される。

#### 2) 課題審査を前提とする学内公募型の研究費

「研究拠点形成支援経費」…分野固有の研究組織や分野横断的な研究組織の形成を支援し、大型の外部資金の獲得を促進し、本学の研究水準の向上に資することを目的とする。本支援経費は、共同研究を対象とし、支給額は1件あたり300万円以上2,000万円以下、学内全体の予算総額は、4,200万円である。

「若手研究者育成経費」…すぐれた研究課題に対し、若手研究者の研究基盤の形成を支援し萌芽的研究への取組を促進することを目的とする。助成金は、個人研究の場合、1件につき50万円以上100万円以下とし、共同研究の場合、1件につき200万円以下とする。学内全体の予算総額は、1,600万円である。

#### 3) 学長のリーダーシップによる教学ニーズへの迅速な対応を可能とするための経費

「教育研究高度化促進費」…ハブ大学構想など国際化戦略の促進、教育改革拠点の形成・

教育システムの改革促進、国家戦略と密接に連関する研究課題の促進など、大学が推進する特定課題の早期達成を促進することを目的とする共同研究あるいは複数の教員による取組を対象とし、支給額は1件あたり200万円以上500万円以下、学内全体の予算総額は、2,000万円である。

「**教育研究緊急支援経費**」…年度予算の確定後に取り組むことが必要となった緊急課題への予算措置を行うことを目的とし、①研究促進費、②教育促進費、③国際シンポジウム等助成費、④教育改革プログラム等支援経費、の4種類から成る。支給額は1件につき300万円以下とする。なお、教育改革プログラム等支援経費は、文部科学省が公募する外部の競争的資金による各種プログラム採択時の補助金の減額分の半額程度を目処とする。学内全体の予算総額は、2,000万円である。

#### 4) 外部の競争的研究資金の導入を促進するための研究費

「**科学研究費申請奨励研究費**」①申請奨励研究費：新たに科研費に申請した研究課題及び関連分野の研究に着手するための事前準備に充てる研究費で、1件につき8万円。②再申請支援研究費：科研費に申請し、不採択となった研究組織が、次年度に同様の申請を行う場合に、当該研究課題に継続的に取組むことで研究力を強化充実し、採択率を大きく向上させるための研究費。支給額は、審査結果と種目に応じて1件につき21万円から100万円。

#### 5) その他

「**間接経費**」競争的外部資金の間接経費については、本学では、研究代表者に原則50%を還元し、研究環境の充実に寄与している。

「**学会開催補助費**」学内で学会等を開催する際に、1年度1回に限り、50万円を限度にその費用の一部を補助する。

### (d) 研修制度

教員の教育研究の資質の維持向上のためには、研究費の活用に加えて、研修制度を活用することが重要である。本学では、専任教員に対して以下のようない研修制度が用意されており、本研究科の教員もその適用を受ける。

「**在外研究員**」…学術の研究、調査等のため外国に派遣するもの。①学術研究員（滞在期間1年。研究及び教授能力の向上を図るため、専攻する学問分野に関する研究に従事する者）②調査研究員（滞在期間1ヵ月以上6ヵ月以内。専攻する学問分野に関する調査・研究に従事する者）支給額は、60万円を限度とした旅費、日当・宿泊料、支度料。

「**国内研究員**」…一定の期間、研究及び教授能力の向上を図るため、国内において専攻する学問分野に関する研究に専念させるもの。期間は1年（特例6ヵ月）支給額は、基本研究費85万円、旅費・交通費 120万円。（いずれも限度額）

「**研修員**」…授業及びその他通常の職務を免除し、春学期若しくは秋学期又は1年の間、専攻する学問分野に関する研究・調査に従事させるもの。支給額は春学期若しくは秋学期24万円、1年間48万円。

以 上